

第6回 野田市行政改革推進委員会

日 時 平成30年11月26日(月)
午後2時から
会 場 市役所2階 中会議室1, 2

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 財政運営の健全化について(その2)

① 補助金の在り方の検討

② 給付サービスの見直し

③ 使用料等の負担の適正化

(2) ファシリティマネジメント(施設の長寿命化)の基本方針の推進について

① ファシリティマネジメント(施設の長寿命化)の基本方針の推進

(3) その他

4 閉 会

財政運営の健全化

本市の財政については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」におけるすべての指標も問題なく達成はしているが、今後、歳入では、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴う市税の減少、歳出では、社会保障関係経費を始めとする財政需要の増加が見込まれ、更に厳しい財政運営が続くものと考えられる。

以上を踏まえ、財政の健全化をより一層進めていくため、以下の取組を進めることとしたい。

- ① 財政規律の堅持
- ② 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上
- ③ 補助金の在り方の検討
- ④ 給付サービスの見直し
- ⑤ 入札及び契約制度の見直し
- ⑥ 使用料等の負担の適正化

※①、②及び⑤については、第4回にて審議済み

補助金の在り方の検討

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

- ・補助金の必要性の有無を検討するとともに、必要な補助金については、透明性を確保する観点からも根拠例規等の整備を進める。
- ・根拠例規の整備に当たっては、必要に応じて精算・返納の適用を盛り込むこととする。
- ・根拠例規等の整備と並行して、補助金依存率や繰越率の再設定、繰越可能額の設定など補助金削減ルールの見直しを行う。

(2) 現行行政改革大綱に基づく補助金削減ルールの見直し

- ・平成16年度予算から予算編成方針による補助金削減ルールを定め、補助金の削減を実施しており、21年度からは、更に対象を拡大し、補助金依存率（補助金/（歳入総額－繰越金））が50%以上、かつ、繰越率（翌年度繰越金/当年度歳入総額）が20%超の団体に対する補助金を削減対象として実施してきた。
- ・さらに、28年度からは、再度対象を拡大し、繰越率15%超の団体に対する補助金を削減対象とする見直しを実施した。しかしながら、28年度から精算・返納の適用を盛り込んだ根拠例規等を整備したことなどから、30年度当初予算における補助金削減ルールによる削減は3団体、削減額2万3千円にとどまっている。

(3) 現行行政改革大綱に基づく根拠例規等の整備及び精算・返納既定の制定等

- ・これまで行ってきた予算編成方針による補助金削減ルールに基づく補助金の削減は、一定の成果を上げたものの、市が交付している補助金は、その目的や内容が多岐にわたっており、画一的な削減ルールによる削減には限界も見えてきている。
- ・このため、補助金依存率が50%以上の団体については、補助対象経費、補助率等を定める個別の補助金交付規則等を制定し、補助金依存率が50%以下の団体については野田市補助金等交付規則を改正して、28年4月1日から事業費補助金及び運営費補助金のいずれも不用額に対し精算、返納等を行うこととした。また、併せて補助金の交付申請から監査までの手順を定めた補助金交付運用基準を作成し、適正な事務の執行に努めた。
- ・さらに、野田市補助金等交付規則に基づいて補助金を交付する補助金依存率50%以下の団体については、更なる補助金交付の透明性を確保するため、補助対象経費、補助率等を定める個別の要綱等を制定することとし、順次整備している。

2 全事務事業見直しにおける補助金の見直しと課題

- ・29年度から実施している全事務事業見直しでは、補助金の必要性等についてゼロベースで考えることとし、補助金の拡充や新規補助金についても、当該団体の活動を積極的な姿勢で評価した上で検討を進めている。補助金の見直しに当たっては当該団体等と十分に協議し、理解をいただく必要があることから、現時点において見直しが完了していない。したがって、個別の根拠例規の整備も完了していない補助金があり、29年度実績で、115の補助金のうち補助対象経費や補助率等を定める個別の根拠例規等の整備が完了している補助金は60にとどまっており、約1/2の補助金は未整備の状況である。
- ・28年度から精算・返納の適用を盛り込んだ根拠例規等を整備し、補助金の精算・返納を実施していることから、補助金を財源とした新たな留保財源は原則として発生していないが、団体によっては、過去からの蓄積により多額の繰越金、積立金等の内部留保が生じている団体もある。このため、一部の補助金については、当該団体と協議の上既に補助金の減額若しくは一時停止による内部留保の解消を進めているが、協議中若しくは未協議の団体も残っている。
- ・事業費が全額補助で賄われているなど、本来市が主体となっていくべき行政の代替としての性質を有している補助金の中には、時代の変遷等によりその必要性が薄れているものや、市が直接実施もしくは委託事業とした方が効率的なものもある。
- ・社会福祉協議会への補助金については、ノーマライゼーションの理念を基本とした「野田市地域福祉活動計画」に基づいて、地区社協事業などの各種事業を推進することを目的としており、地域独自の特色ある事業（食事会・レクリエーション・友愛訪問等）を実施している。市内には22の地区社会福祉協議会があり、1地区当たり一律10万円の補助金を支出しているが、各地区の活動実績には差が生じている。社会福祉協議会に対する補助事業や、委託事業については、社会福祉協議会全体の収支及び運営状況を把握する必要があるとともに、内部留保の規模に応じて補助金を抑制することも必要である。また、社会福祉協議会に対する補助事業や委託事業について適正な執行を図るため、事業の目的、実績等を調査し、真に必要な事業であるか見極めを行うとともに、委託事業についても、委託側、受託側から見た問題点及び改善点を洗い出す必要がある。
- ・団体等に対する補助金については、その団体の活動を活発化させるもので、停滞させるものではない。

3 次期行政改革大綱の考え方

- ・継続的な事務事業見直し等により補助金の必要性の有無を検討するとともに、必要な補助金については、透明性を確保する観点からも補助対象経費や補助率

等を定める個別の根拠例規等の整備を進める。

- ・ 各種団体等に対する補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常に見直しを行い、団体との協議の中で補助金の必要性を見極めるとともに、効率的な事業実施の方策を検討する。
- ・ 多額の繰越金等の内部留保が生じている団体についても、団体との協議の中で補助金の減額若しくは一時停止により内部留保の解消を進める。

給付サービスの見直し

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

本市が単独で実施する給付サービスは、本市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続き既存給付サービスについて、そのサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。

特に、将来的に財政負担が増大する可能性がある「敬老祝金及び敬老祝品」と「難病療育者見舞金」については、見直しについて検討する必要がある。

(2) 給付サービス

国民生活に不可欠な給付サービスは、国又は県からの助成（市も一部負担有り）を基本としている。これに対し、本市が単独で実施している給付サービスは、本市の限られた予算の範囲内で実施するものであるから、真に必要な給付サービスを見極める必要があり、不断の見直しが重要である。

このため、これまでも身体障がい者福祉手当の減額（17年度）、難病療養者見舞金の指定難病の見直し（18年度、27年度）、敬老祝品給付対象者の見直し（19年度、27年度）、敬老祝金給付対象者の見直し（28年度）、遺児手当の廃止（21年度）などの見直しを図ってきた。

ア 敬老祝金等

敬老祝金及び敬老祝品の見直しを行い、29年度から次の図のように変更した。

◆敬老祝金

年齢	変更前	変更後	29年度実績
100歳以上	現金5万円	100歳のみ現金3万円	35人
99歳	現金3万円	廃止	—
88歳	現金1万円	祝品に変更（NOX券5千円分）	782人

◆敬老祝品

年齢	変更前	変更後	29年度実績
95歳	NOX券3千円分+洗剤2千円分	NOX券3千円分	206人
77歳	NOX券3千円分	廃止	—

イ 難病見舞金

難病の患者に対する医療等に関する法律が改正され、難病指定の対象疾患が27年1月1日に従来の56疾病から110疾病、27年7月1日に306疾病、29年4月1日に330疾病、30年4月1日に331疾病に順次拡大された。

これに伴い、従来の給付サービスの予算を維持する形で給付対象者の拡大に

対応するため、28年度から通院患者については、月額5,000円から3,000円に、15日以上入院患者については8,000円から5,000円へ変更した。

◆難病見舞金支給実績等一覧

内 訳		27年度	28年度	29年度
通院	人数	1,279人	1,672人	1,610人
	延べ月数	15,681か月	17,692か月	17,884か月
	支給額	78,405,000円	61,479,000円	53,814,000円
入院	人数	26人	38人	31人
	延べ月数	234か月	346か月	337か月
	支給額	1,872,000円	1,621,000円	1,212,000円
合計	人数	1,305人	1,710人	1,641人
	延べ月数	15,915か月	18,038か月	18,221か月
	支給額	80,277,000円	63,100,000円	55,026,000円

ウ 市単独の給付サービス

市単独の給付サービスの見直しについては、現時点でほとんど進んでいないのが現状である。特に、扶助費の関係では、重度心身障がい者医療費助成、身体障がい者福祉手当が30年度予算ベースの合計で約2億7千万円あり、財政に大きな影響を与えており、早急に見直しを行う必要がある。

見直しに当たっては、近隣市の状況を調査し、過大となっている本市の支出を見直し、他事業への財源の振替が可能となるよう見直すことが重要である。同時に、見直しによる受給者への影響についても十分に考慮する必要がある。

◆主な市単独給付一覧

番号	名 称	内容及び対象者	担当課	30年度当初予算(千円)
1	家賃債務保証料助成金 (住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業)	ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で、家賃等の支払いができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援し、その際の保証料を助成。	営繕課	40

番号	名称	内容及び対象者	担当課	30年度当初予算(千円)
2	ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金	緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及び配偶者からの暴力による被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする所得が低い人に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成。	営繕課	1,900
3	後期高齢者はり、きゆう、あん摩等利用助成	後期高齢者医療保険の資格のある人が、はり、きゆう、あん摩等の指定施術所で施術を受けた場合に一部費用を助成。	国保年金課	5,760
4	後期高齢者人間ドック費用助成	後期高齢者医療保険の資格のある人に対し、人間ドックの検査費用を一部助成する。人間ドックの検査項目に、後期高齢者健康診査の必須項目が含まれていることが条件で、国内の検査医療機関での検査が対象となる。助成金額は上限を2万円とし、検査費用の2分の1が助成。利用する前に、事前に申請が必要。	国保年金課	7,500
5	災害見舞金	災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し見舞金を支給する。	生活支援課	350
6	被爆者健康管理見舞金	被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与するため、被爆者の人に年額1万円を対象者に支給。	生活支援課	270
7	難病療養者見舞金	難病疾患のための治療を受けている人に難病療養者見舞金を支給する。金額は通院患者は月額3,000円、15日以上入院患者は月額5,000円。	生活支援課	57,013
8	法外援護費	被保護者等に対し、介護保険施設、保育所等の福祉施設の入所に当たり必要となる文書料、被服費等の経費、出産料その他市長が特に必要があると認める生活保護法適用外の経費のうち、市長が認める額を支給。	生活支援課	50
9	身体障害者手帳交付診断料助成	新規に身体障害者手帳の交付申請をするため当該申請に添付する診断書作成に要した経費を助成(上限7,000円)	障がい者支援課	1,838

番号	名称	内容及び対象者	担当課	30年度当初予算(千円)
10	精神障害者福祉手帳診断料助成	新規に精神障害者保健福祉手帳の交付申請をするため当該申請に添付する診断書作成に要した経費を助成(上限7,000円)。	障がい者支援課	528
11	重度心身障がい者医療費助成	身体障害者手帳3級を所持している人を対象に病院等で診療を受けたときの保険診療自己負担分を助成。	障がい者支援課	117,214 注)29年度実績に基づき県事業と按分
12	重度心身障がい者医療費助成	療育手帳Bの1を交付された人を対象に病院等で診療を受けたときの保険診療自己負担分を助成。	障がい者支援課	
13	重度心身障がい者医療費助成	精神障害者福祉手帳1級を所持している人を対象に病院等で診療を受けた時の保険診療自己負担分を助成。	障がい者支援課	
14	精神障がい者入院医療費助成	精神疾患のため入院療養している人を対象に、(精神保健福祉手帳1級は除く)1月を超えた入院保険診療自己負担分の1/2を助成。	障がい者支援課	18,164
15	身体障がい者福祉手当	身体障害者手帳1級~4級を所持しており、(身体障害者手帳3、4級で20歳以上、60歳未満を除く)で障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していない人を対象に、等級により月額3,100円から5,800円を支給。	障がい者支援課	153,049
16	知的障がい者福祉手当	療育手帳Bの1以上を所持しており、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していない人を対象に、月額5,800円を支給。	障がい者支援課	9,234
17	おむつ手当	ねたきり身体障がい者福祉手当に該当する人でおむつを使用している人を対象に月額3,000円を支給。	障がい者支援課	9
18	障害者支援施設等通所者交通費助成金	障害者支援施設等を利用している人を対象に交通費の一部を助成。	障がい者支援課	7,111
19	障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金	障害者支援施設等を利用し、傷害保険に加入している人を対象に、保険料の1/3を助成(上限2,300円)。	障がい者支援課	794
20	福祉タクシー助成券の交付	身体障害者手帳1~3級、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人を対象にタクシーを利用した場合利用1回につき支払った運賃の1/2を助成(1回1,000円を限度に月10枚までを交付)。	障がい者支援課	6,052

番号	名称	内容及び対象者	担当課	30年度 当初予算 (千円)
21	自動車運転免許取得費の助成	身体障害者手帳を所持している人が自動車運転免許を取得した時を対象に等級により5万円から8万円までを助成。	障がい者支援課	200
22	自動車改造費の助成	上肢、下肢又は体幹に1～3級の肢体不自由で身体障害者手帳を所持している人を対象に就労、通院及び通学等に使用する自動車について、自ら運転するために必要な改造を行った場合を対象に、自動車改造費の一部を助成（5万円または10万円）。	障がい者支援課	150
23	聴覚障がい者用ファクス等設置費及び使用料の助成	聴覚又は音声・言語機能の障害程度が3級以上の身体障害者手帳を所持している人を対象に、電話ファクス等の設置費並びにこれらの使用料を助成。	障がい者支援課	16
24	心身障がい者短期保護委託の助成	身体と知的に障がいがある人を介護している家族を対象に、疾病等の理由により居宅における介護が困難な場合に、当該心身障がい者児を一時的に有料で介護人に委託したときに、介護委託料等の一部を助成。	障がい者支援課	88
25	老人保護措置費	楽寿園以外の養護老人ホーム（市外施設）への措置者に係る措置費及び「やむを得ない事情（虐待等）」により特別養護老人ホームへの措置者に係る措置費。	高齢者支援課	1,185
26	緊急通報装置貸与費	身体上慢性的疾患などで健康に不安を抱いている65歳以上のひとり暮らし高齢者または65歳未満のひとり暮らし身体障がい者（いずれも所得税が非課税の方が対象）のために、消防本部に直結する緊急通報システムを設置し、万一の場合に備える。利用料は無料だが、電話の基本料金と回線使用料は自己負担となる。	高齢者支援課	5,764
27	老人貸与電話基本料金助成金	おおむね65歳以上のねたきりなどの高齢者で固定電話がない場合に福祉電話を貸与していた（29年度末で規則廃止）。廃止前の規則により貸与している人については、基本料金を助成。	高齢者支援課	611

番号	名称	内容及び対象者	担当課	30年度 当初予算 (千円)
28	寝たきり老人等日常生活用具給付貸与	老人貸与電話基本料金助成金（番号27）で、福祉電話を貸与している人の電話回線の撤去費用。	高齢者支援課	33
29	福祉タクシー運賃助成（高齢者）	70歳以上のひとり暮らしや夫婦世帯で、市町村民税が課されていない人、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方を対象に、市と契約したタクシー会社の運行するタクシーを利用した場合利用1回につき支払った運賃の2分の1に相当する額(1,000円限度)を支給。1人1月10枚まで。	高齢者支援課	21,053
30	訪問理容サービス	おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみからなる世帯で、老衰・心身の障がいや傷病等の理由により、一般の理容サービスの利用が困難な人、または、介護保険において要介護3以上の認定を受けた方に訪問理容費用の一部(1,500円)を助成。	高齢者支援課	54
31	敬老祝事業	(祝金) 当該年度の9月1日現在において、市内に居住し、当該年度中に100歳になる人に祝金3万円を支給。 (祝品) 当該年度の9月1日現在において、市内に居住し、当該年度中に88歳、95歳になる人にそれぞれ祝品を贈呈。 88歳→NOX券5千円分 95歳→NOX券3千円分	高齢者支援課	4,578
32	介護用品支給事業（紙おむつ等支給）	在宅で要介護者等を介護している人または要介護者本人に対して介護用品（紙おむつ等）を支給。	高齢者支援課	11,415
33	布団乾燥サービス事業	65歳以上のひとり暮らしの人及びねたきりの人を対象に、月2回布団乾燥サービスを実施。	高齢者支援課	581
34	家具転倒防止器具取付事業	地震による被害から生命及び財産を守るため、木製家具に家具転倒防止器具（市が用意した金具。2個を1組として5組まで）を無償で取り付ける。対象世帯は、家具転倒防止器具を取り付けられない、かつ他の人に協力を得られない、65歳以上で構成された世帯。	高齢者支援課	267

番号	名称	内容及び対象者	担当課	30年度 当初予算 (千円)
35	民間事業者利用者負担額軽減助成金	社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減事業で対象にならない民間事業者が行う居宅サービス等を利用した場合、軽減対象分の利用料を助成。 軽減の対象となる費用は、利用料(1割自己負担)、居住費、食費となり、軽減の割合は4分の1。(老齢福祉年金受給者は2分の1)。	介護保険課	35
36	高齢者住宅改造費の助成	介護保険の要支援・要介護の認定を受けた人が、介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険の住宅改修上限額を超えた部分に係る改造費の一部を助成。	介護保険課	13,708
37	妊婦健康診査料	契約していない医療機関で妊婦健康診査を受けた場合の妊婦健康診査費の助成。 なお、契約している医療機関で受けた場合は扶助費ではなく委託料で対応している。	保健センター	1,985
38	母子等医療費助成金	妊産婦の妊娠に係る疾患や未熟児の養育に必要な医療費の一部を助成。	保健センター	7,077
39	定期予防接種費用償還払い	予防接種は居住地の市区町村内、または市区町村長の要請に応じて委託契約した医療機関で行うことを原則としているが、保護者の里帰り出産や県外の医療機関に長期入院している等の理由で、野田市と委託契約した医療機関以外で定期予防接種を希望される場合に、申請により接種費用の全部又は一部を償還払いする。	保健センター	638
40	利用者雑費扶助費	利用者扶助費＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条及び同法施行規則第6条の10第2項に基づく生産活動に係る事業収入に対する利用者への工賃。 12,500円×40人 職場実習扶助費＝福寿園での実習(清拭たたみ)に対する利用者への工賃。 340円×3時間×3人×28日	こぶし園	586
41	養育者支援手当	父母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について養育者支援手当を支給。	児童家庭課	3,408

番号	名称	内容及び対象者	担当課	30年度 当初予算 (千円)
42	ファミリー・サポート・センター利用料助成金	低所得の世帯等が野田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づく援助活動を受けた場合に、その利用料の一部を助成。	児童家庭課	514
43	野田市代替保育利用支援事業	(A) 保育所等の利用の決定を保留されている児童の保護者で、傷病、第二子以降の出産等により家庭内保育が困難になっている人 (B) 求職活動中で支給認定を受け、保育所等の利用の決定を保留されている児童の保護者で、定期的に求職活動を行う人 (C) 育休明け保育所利用予約が決定した保護者で、当該保育所の利用を開始するまでの間に職場復帰した人が下記の代替保育サービス利用に要した費用の1/2(上限2万円/月)を助成。なお、(C)は国補助が有るが、(A)(B)は市単独扶助。 【助成対象となる代替保育サービス】 (1) 野田市内の認可保育所及び認定こども園において行う一時預かり事業。 (2) 野田市ファミリー・サポート・センター事業	保育課	1,060
44	就学援助費 (生活保護受給世帯を除く)	経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難であると認められる人に対し、学用品費や給食費などを援助。(ただし生活保護受給者は生活保護費及び国費からの援助となる。)	学校教育課	113,508
45	私立幼稚園就園奨励費補助金 (国庫補助分を除く)	私立幼稚園の保護者の課税状況に応じて、保育料を軽減するために補助金を交付するもの。 第1子が幼稚園に在園する場合で、保護者の課税額が高額となる場合は、国庫補助の対象外となるため、市単独の補助を実施するもの。 また、幼稚園類似施設についても、国庫補助の対象となるため、市単独の補助を実施するもの。(年額10,000円～12,000円)	学校教育課	2,766
46	障がい児童生徒就学奨励費補助金	特別支援学校の小学部又は中学部に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、就学奨励費補助金として月額3,000円を支給するもの。	学校教育課	432

番号	名称	内容及び対象者	担当課	30年度 当初予算 (千円)
47	公立幼稚園就園奨励費補助金	公立幼稚園の保護者の課税状況に応じて、保育料を軽減するために補助金を交付するもの。	学校教育課	4,610

エ 国費及び県費を伴う扶助費

国費及び県費を伴う扶助費等である障がい福祉サービスについては、放課後等デイサービスを始め、ここ数年利用件数が急激に伸び、一般財源での支出も増加している。

◆児童通所（放課後等デイサービス含む）

	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算
各サービス利用 実人数合計	189人	389人	556人	767人
支出額(円)	120,912,689	239,505,181	320,092,211	432,374,087
うち一般財源(円)	30,228,172	59,876,295	80,023,053	108,093,522

※高額償還を除いた金額

◆放課後等デイサービス利用状況

	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算
延べ利用件数	8,370件	15,624件	22,075件	29,790件
利用実人数	96人	144人	184人	249人
支出額(円)	72,520,797	163,814,200	224,769,307	309,861,494
うち一般財源(円)	18,130,200	40,953,550	56,192,327	77,465,374

*28年3月厚生労働省通知

「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」（抜粋）

- 1 障害児通所支援の質の向上に向けた留意事項
 - (1) 指定障害児通所支援事業者の指導の徹底
 - (2) 放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等
- 2 障害児通所給付費等の通所給付決定の留意事項
 - (1) 支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し決定すること
 - (2) 支給量は通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めること
 - (3) 障害児についても、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策を利用する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備に努めること

2 課題

- ・本市が単独で実施する給付サービスは、本市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施するものであるが、一旦給付を始めると既得権となり、見直しが大変困難になることが多い。このため、今後も、扶助費が増大し続けることが見込まれる現状では、真に必要な新たな給付サービスに対応できるよう、

既存の給付サービスについて不断の見直しが必要である。

- ・障がい福祉サービスについては、国及び県からの通知や要領等に基づき、公平かつ適正に実施することが必要である。特に、最近利用者が急激に伸びている放課後等デイサービスについては、28年3月厚生労働省通知「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」に基づき、適正な業務の執行を図っていく必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

本市が単独で実施する給付サービスは、本市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続き、既存給付サービスについて、そのサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。

利用者が急激に伸びている放課後等デイサービスについては、国の通知等に基づき、適正な業務の執行を図る必要がある。

使用料等の負担の適正化

1 現状等

(1) 定義

- ・使用料：公の施設の使用や行政財産の使用に対して受益者負担として徴収されるもの。(例：コミュニティ会館使用料など)
- ・手数料：特定の者に対する公共サービスの提供に対して受益者負担として徴収されるもの。(例：住民票交付手数料など)

(2) 現行行政改革大綱の方針

- ・使用料については、前大綱に示された受益者負担の設定の考え方を基本とする。見直しの実施手順は、まず使用料の算定基礎となる原価に含めるべき要素に、人件費、減価償却費等を加えるべきかを検証した上で、施設の種類ごとに具体的な負担割合を設定する。
- ・使用料の見直しは、一斉見直しを基本とするが、経済状況等により一斉見直しが困難な状況が長期化すると見込まれる場合は、例えば、適正な受益者負担割合とのかい離が大きなものについて見直していくなど、適正な使用料となるよう柔軟に対応する。
- ・社会教育法の目的達成のため使用する場合は減免としている公民館使用料及び無料となっている市民火葬料については市民への影響が特に大きいため、当面は現行のとおりとし、本大綱の期間内に基本的な方針を決定することとする。

(受益者負担割合の設定の考え方)

使用料については、その施設の維持管理コストを利用者が負担することが前提となるが、維持管理コストの全てをその施設の性質を考慮せず、一律に利用者に求めると、かえって公平性・公正性を損なうことになるため、施設の性質を公共的、市場的、必需、選択の度合いにより分類し、主な施設について受益者負担の割合を次表のように設定する。

- ・サービスを市場性から公共的と市場的に分類
- ・サービスを必要性から必需と選択に分類
- ・受益者負担の割合を分類ごとに設定

		公共的			
	分類	受益者負担程度 中		分類	受益者負担程度 無し
		【主な施設例】 文化会館、公民館、体育館、陸上競技場		【主な施設例】 公園、図書館、児童館	
選択	分類	受益者負担程度 大		分類	受益者負担程度 中
		【主な施設例】 自転車等駐車場、プール、庭球場、トレーニングルーム		【主な施設例】 保育所、市営住宅、学童保育所	必需
		市場的			

- ・手数料については、国の基準や近隣市の動向を見極めつつ、改正について検討する。

(3) 料金改定の経緯

使用料及び手数料については、平成9年7月改訂の行政改革大綱に基づき、財源確保を含め時代に即した料金設定をし、負担の公平化並びに近隣市との均衡等の是正を図ることを目的に9年度に一斉見直し(10年4月1日施行)を実施した。

この改定では、料金改定を長期間していなかったことへの激変緩和策として、使用料の改定率上限を30%、手数料の改定率上限を50%とし、以降3年周期で見直しを図る中で将来的に適正な使用料まで引き上げていくこととしていた。

その後の景気低迷の影響から料金改定を実施していない状況が続いたが、16年3月改訂の行政改革大綱では、前述のとおり、一定程度以上の物価変動があった場合にその水準を一斉に検証することとし、16年度以降、急激な物価変動が見られなかったことから、一斉見直しも実施されなかった。

21年度の行政改革大綱の改訂では、受益者負担割合の設定の考え方が示され、さらに他市で取扱いのない原則無料施設の見直しを検討するよう示されたが、リーマンショック以降の景気後退等の状況から見直しが行えなかった。

26年度の行政改革大綱の改訂では、使用料の見直しは、一斉見直しを基本とすることが示された。ただし、経済状況等により一斉見直しが困難な状況が長期化すると見込まれる場合は、適正な受益者負担割合との乖離が大きなものについて見直していくなど、適正な使用料となるよう柔軟に対応することとした。

なお、26年4月1日の消費税率の引上げ(5%→8%)についての対応は、25年度に開催した第2回行政改革推進委員会において、「今後、消費税及び地方消費税の税率が改正される場合は、市の使用料、手数料等の額について、改正される消費税法等の施行と同時に改正後の税率で算出した額に見直すことが適当である。」との答申を頂いたことから、同日から使用料等を改正した。

なお、31年10月に予定されている消費税率の引上げに際しても、先の答申を踏まえて使用料等の改正を実施する予定である。

(4) 料金設定の考え方

使用料の設定は、施設の維持管理経費を上限として、1㎡1時間あたりの費用を算出し、その施設の性格に応じた受益者負担割合(公共的な性格が高いものほど低く設定される傾向がある。)を乗じるなどの方法により、施設を利用した市民が負担するという受益者負担が基本である。

しかしながら、他市の例を見ると、維持管理経費に含める費用について、団体によって、人件費、物件費、維持補修費、減価償却費等の費用をどう捉えるかにばらつきがあることや、受益者負担割合の考え方にもばらつきがあり、最終的に使用料を確定する際には、市民の負担が過大にならないよう近隣市の額を参考に調整している実態がある。

使用料については、その設定の基本的な考え方である、維持管理経費を上限とした費用の捉え方や、市民に使用料の負担を抑えるべく受益者負担割合の考え方に明確な根拠がなく、統一された考え方が存在しないことが実情である。

(5) 無料施設等について

26年度の行政改革大綱の改訂に当たり、議論された原則無料の取扱いとなっている使用料は、野田公民館を除く公民館使用料及び斎場の市民火葬料である。

他市の公民館使用料については、松戸市及び流山市において社会教育団体が目的のために利用する場合は減免しているが、他市においても基本的に有料としている。

また、他市の火葬料については、市民は低額ではあるが有料としており、市外居住者は5万円以上と市民優先を際立たせた料金設定としている。

近隣市における公民館の使用料の状況

内容/市名	松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	野田市
公民館数	1館	1館	4館 (類似施設 2施設含む と6施設)	2館	4館 (類似施設 2施設含む と6施設)	11館
有料・無料の区分	有料	有料	有料	有料	有料	有料
減免	免除	-	3割減額	-	-	免除

社会教育団体がその目的のために利用する場合

近隣市等における斎場の火葬料の状況

内容/市町名	松戸市	柏市 流山市 我孫子市	船橋市 習志野市 八千代市 鎌ヶ谷市	浦安市	春日部市 蓮田市 白岡市 杉戸町	野田市
市民 15歳以上の者	3,000円	4,600円	3,700円	10,000円 16歳以上	10,000円 12歳以上	無料
市外居住者 15歳以上の者	50,000円	82,500円	50,000円	70,000円 16歳未満	60,000円 12歳未満	26,000円

近隣市等における式場使用料の状況

内容/市町名	松戸市	柏市 流山市 我孫子市	船橋市 習志野市 八千代市 鎌ヶ谷市	浦安市	春日部市 蓮田市 白岡市 杉戸町	野田市
市民 式場利用料金	23,700円・ 43,200円	77,000円・ 115,000円	21,600円～ 39,600円	51,400円	25,000円	8,640円～ 16,200円
市外居住者 式場利用料金	47,400円・ 86,400円	115,000円・ 192,000円	43,200円～ 79,200円	102,800円	50,000円	28,080円～ 52,650円

(6) 市外料金の設定状況

近隣市における施設の市外料金等の割増率

	松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	野田市
公民館	市外2倍	市外料金 設定なし	市外2倍 入場料徴収 1,000円以上 1.3倍 営利 上記に2を乗 じる	市外2倍	市外1.5倍 入場料徴収 1.2倍~2倍	市外1.5倍 野田公民館 (小ホール 以外) 市外1.5倍 民間社会教 育事業者等 3倍 (小ホール) 市外2倍 入場料徴収 3倍 市外5倍
コミュニティ センター	市外2倍 営利3倍 市外営利4.5 倍	市外2倍 営利3倍 市外営利4倍	無料	市外料金 設定なし (原則市民 利用のみ)	市外料金 設定なし 目的外2倍 (原則市民 利用のみ)	市外2倍 営利2倍 市外営利4倍
体育施設	市外2倍 営利3倍	市外1.5倍	市外2倍 営利3倍	市外2倍	市外1.5倍	1.5倍 入場料徴収 営利 10倍 非営利 3倍
文化会館 (ホール)	市外1.2倍 営利2倍 入場料徴収 1.2~2倍 上記のい ずれか	市外2倍 入場料徴収 300円以上 1.5倍~3倍	市外2倍 入場料徴収 1,000円以上 1.3倍 営利 上記に2を乗 じる	市外2倍 営利2倍 市外営利4倍	市外1.5倍 営利2倍 入場料徴収 1.2倍~2倍	市外2倍 営利3倍 市外営利5倍
斎場 (式場)	2倍	小式場 1.49倍 大式場 1.67倍			2倍	3.25倍
斎場 (火葬料)	16.67倍	17.93倍			13.51倍	市内無料 市外 26,000円
福祉センター	無料	市外料金 設定なし (原則市民 利用のみ)	市外料金 設定なし (原則市民 利用のみ)	市外300円	市外300円	市外2倍 営利3倍 市外営利5倍 (原則市民 利用のみ)

(7) 近隣市における主な手数料の例

住民票を始めとした主な手数料は、近隣市と同額となっている。

一方で、廃棄物関係の手数料については、他市と手数料の額が異なり、ばらつきがある。廃棄物については、各市の廃棄物行政の考え方の違いもあり、横並びということにはならないという現状がある。

近隣市における主な手数料

	松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	野田市
住民票	300 円					
印鑑登録証明書	300 円					
戸籍全部事項証明	450 円					
所得証明書	300 円					
納税証明書	300 円					

2 使用料等の基本的考え方を見直しと課題

受益者負担割合を低く設定している現状において、一斉見直しは、本市の厳しい財政状況を考えると必要性は高いところではあるが、現在利用されている市民への影響を考慮し慎重に検討しなければならない。

現実として、多くの市民に利用されている施設が使用料の引上げにより、今後利用されなくなることも懸念される場所であり、施設本来の目的や、市民活動が停滞する恐れもあり、利用している者だけが負担するという受益者負担自体の考え方についても、次のとおり見直す必要があると考える。

- ・公の施設については、実際に施設を利用しなくても、市民であればいつでもその施設を利用できるという受益があると考えられる。公の施設は、それぞれの施設の目的を達成するため、多くの市民が利用し、活発に活動いただくことが重要であり、市民であれば誰もが利用できる機会（受益）を有している。
- ・したがって、受益者には、施設を利用し受益を受ける市民と、いつでも施設を利用できる機会（受益）を有する市民が存在することから、これまでの考え方を改め、施設を利用しない市民も受益者として捉え考え直す必要がある。
- ・しかしながら、公の施設の使用料は、実際に利用した市民から使用料を徴収するものであり、いつでも利用できる機会（受益）を有している市民は、その受益を享受できても使用料を徴収することができないことから、施設を利用している市民だけに負担を求めるのは、過度に負担を強いることにもなる。

また、使用料の算定基準についても、維持管理経費の捉え方や、受益者負担割合の考え方に課題があることに加え、次の課題が考えられることから、維持管理経費を限度とした受益者負担のみの考え方を持って算定することにも矛盾がある。

- ・建築年の古い施設については、老朽化等により維持管理経費がかさんでくる。この維持管理経費を基本に使用料を算定した場合は、必然的に使用料も高くなるため、結果的に古い施設ほど使用料が高くなるという市民感覚と真逆の料金設定となる。
- ・その算定においても、維持管理経費を利用人数ベース（分母）とした場合と利用面積ベースにした場合とに分かれるが、いずれの場合も利用者が少ない施設ほど、使用料が高くなる傾向となる。

さらに、平成9年度の見直しでは、維持管理経費と使用料の間に大きな乖離が

あったことから、一律 30%の引上げを行ったが、受益者の捉え方を変えた場合には、個々の施設の状況に応じて見直しを行う必要がある。

また、市外居住者の使用料の考え方については、公の施設は市民がそれぞれの施設の設置目的に沿った利用を行い、市民活動を活発化させるための施設であることから、市民の利用が優先されるものである。

しかしながら、地方自治法（以下「法」という。）においては、公の施設の利用に関して市民以外の利用を拒むことはできないとされており、利用の申請があった場合はこれを受け入れなければならないとされている。

市の施設でありながら、市外居住者でもその施設を利用できることについては法により担保されているが、市の施設を市民が優先的に利用できるよう市民と市外居住者では料金に差を付けることに関しては、同じく法により担保されていることから、他市においても、市外居住者の利用が市民利用の妨げにならないよう使用料に差を付けている現状がある。

本市においても、市民利用を第一に考え、より市民活動が活発となるよう、市外居住者の使用料を現状よりも高額に設定し、市民優先の考え方を明確にする必要がある。

なお、見直しに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

（１）使用料

【全般】

- ・個々の施設の特性に応じた受益者負担割合を、他市の類似施設との均衡を考慮しながら検討していく必要がある。

【市外居住者の料金】

- ・市外居住者の料金については、市民利用を優先させる観点から高めに設定する必要がある。施設ごとに、その施設の実情を踏まえるとともに、他市と著しく均衡を欠いた設定とならないよう留意する必要がある。

【公民館使用料】

- ・公民館は、社会教育法に基づく地域に開かれた公共性の高い施設であり、利用者の大半がこの目的達成のための利用であることから、これまで減免により実質使用料は無料化されてきた経緯がある。一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されるとともに、有料化の影響による利用者の減は、社会教育（生涯学習）事業を推進している市の方針と整合がとれないことから、使用料については、慎重に検討する必要がある。
- ・現在、社会教育法の目的達成のための利用は、減免として実質無料化としているが、減免されている団体とその理由を明確にし、例えば減免される団体については、教育委員会の承認を経て登録された団体に限るなどの公正性を高める運用を検討する必要がある。
- ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、取扱いを整理する必要がある。

【市民火葬料】

- ・他市は、市民火葬料及び市外居住者の火葬料を本市よりも高く設定している。

市外居住者の火葬については、近隣に比べ安価な設定のため、市民の火葬予約に影響があることから、引上げを検討する必要がある。

- ・無料としている市民火葬料の有料化については、慎重に対応する必要があるが、市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想され、火葬料収入が減少し、斎場の運営経費に影響が生じることも考えられるため、この場合には市民火葬料の有料化についても検討していく必要がある。

(2) 手数料

手数料については、特定の事務に係る経費を市民に支払っていただくもので、人件費に充当されるものであることから、近隣市との比較を行いながら、均衡を図ることが必要である。

住民票、戸籍、納税証明書等の窓口業務の手数料は、今後も、他市の状況を注視し、必要に応じて見直しを行っていく必要があるが、現状では他市の水準と同じであることから、直ちに見直しを行う状況にはない。

廃棄物関係の手数料については、他市と手数料の額が異なり、ばらつきがあるが、廃棄物については、各市の廃棄物行政の考え方の中で整理していくものであり、現状では直ちに見直しを行う状況にはない。

3 次期行政改革大綱の考え方

多くの市民が利用する公の施設は、使用料が引き上げられることにより、施設の利用がされなくなることも懸念され、市民活動の停滞や、施設の設置目的を達成できないことも考えられることから、次の方針に基づき検討を行う。

- ・公の施設については、実際に施設を利用しなくても、市民であればいつでもその施設を利用できるという受益があると考えられ、それぞれの施設の目的を達成するため、多くの市民が利用し、活発に活動いただくことが重要であり、市民であれば誰もが利用できる機会（受益）を有している。
- ・したがって、受益者には、施設を利用し受益を受ける市民と、いつでも施設を利用できる機会（受益）を有する市民が存在することから、これまでの考え方を改め、施設を利用しない市民も受益者として捉える。
- ・しかしながら、公の施設の使用料は、実際に利用した市民から使用料を徴収するものであり、いつでも利用できる機会（受益）を有している市民は、その受益を享受できても使用料を徴収することができないことから、施設を利用している市民だけに負担を求めるような使用料の引上げは検討を要する。

また、使用料の算定基準についても、維持管理経費の捉え方や、受益者負担割合の考え方等に課題があることから、個々の施設の状況に応じて見直しを行う。

市外居住者の使用料の考え方については、公の施設は市民がそれぞれの施設の設置目的に沿った利用を行い、市民活動を活発化させるための施設であることから、市民の利用が優先されるものであり、市民利用を第一に考え、より市民活動が活発となるよう、市外居住者の使用料を現状よりも高額に設定し、市民優先の考え方を

明確にする必要がある。

なお、見直しにあたっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 使用料

【全般】

- ・個々の施設の特性に応じた受益者負担割合を、他市の類似施設との均衡を考慮しながら検討していく。

【市外居住者の料金】

- ・市外居住者の料金については、市民利用を優先させる観点から高めに設定する必要がある。施設ごとに、その施設の実情を踏まえるとともに、他市と著しく均衡を欠いた設定とならないよう留意する。

【公民館使用料】

- ・公民館は、社会教育法に基づく地域に開かれた公共性の高い施設であり、利用者の大半がこの目的達成のための利用であることから、これまで減免により実質使用料は無料化されてきた経緯がある。一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されるとともに、有料化の影響による利用者の減は、社会教育(生涯学習)事業を推進している市の方針と整合がとれないことから、使用料については、慎重に検討する。
- ・現在、社会教育法の目的達成のための利用は、減免として実質無料化としているが、減免されている団体とその理由を明確にし、例えば減免される団体については、教育委員会の承認を経て登録された団体に限るなどの公正性を高める運用を検討する。
- ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、取扱いを整理する必要がある。

【市民火葬料】

- ・他市では、市民火葬料及び市外居住者の火葬料を本市よりも高く設定している。市外居住者の火葬については、近隣に比べ安価な設定のため、市民の火葬予約に影響があることから、引上げを検討する。
- ・無料としている市民火葬料の有料化については、慎重に対応する必要があるが、市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想され、火葬料収入が減少し、斎場の運営経費に影響が生じることも考えられるため、この場合には市民火葬料の有料化についても検討していく。

(2) 手数料

手数料については、特定の事務に係る経費を市民に支払っていただくもので、人件費に充当されるものであることから、近隣市との比較を行いながら、均衡を図っていく。

住民票、戸籍、納税証明書等の窓口業務の手数料は、今後も他市の状況を注視し、必要に応じて見直しを行っていく。

廃棄物関係の手数料については、他市と手数料の額が異なり、ばらつきがあるが、廃棄物については、本市の廃棄物行政の考え方の中で整理していく。

ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画） の基本方針の推進

本市では、行政改革大綱において、ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針を定め、計画的な維持管理を行っている。

基本方針を進めるに当たり、平成30年3月現在、1,234棟の建物を保有している中で、550棟は、特に老朽化が進行するといわれる築後30年を経過した建物である。今後、これらの建物において、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されるため、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立ち、建物の維持管理を進める。

改修の時期が到来する施設については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、野田市総合計画実施計画に個別に位置付け、確実に実施していく。

ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画） の基本方針の推進

1 現状等

（1）ファシリティマネジメントとは

ファシリティマネジメントとは、一般的には、所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的観点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこととされている。

本市としては、ファシリティマネジメントを「施設の長寿命化を図ることを第一に考えた施設管理」と捉えている。

（2）現行行政改革大綱の方針

【基本方針】

- ① 厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建て替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。
- ② 建て替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。
- ③ 長寿命化に当たっては、特定建築物に係る耐震改修を最優先する。
- ④ 特定建築物以外の耐震改修は、保育所を最優先し、他の施設については、建築年、構造、利用状況等を勘案し、優先順位をもって進める。
- ⑤ 耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。
- ⑥ 施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。
- ⑦ 施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、計画的に順次進める。
- ⑧ 学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていく。
- ⑨ 日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。
- ⑩ 新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、施設の統合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、基本的には統合は行わないことを念頭に検討する。
- ⑪ 国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。
- ⑫ 総務部に営繕課を設置し、計画的な改修及び維持管理を行う。

（3）市有施設の現状

本市は、30年3月31日現在で棟数1,234棟、延床面積約38.3万㎡の施設を保有しており、施設の種別では延床面積の多い順に、学校(51.6%)、公営住宅(7.4%)、庁舎等(本庁舎、いちいのホール)(6.9%)となっている。

また、年代別でみると、築 21 年以上を経過した建物が 703 棟、328,514.3 m²（不明分除く延床面積全体の 87.2%）となっており、このうち、築 31 年以上を経過した建物が、550 棟、258,852.43 m²（不明分除く延床面積全体の 68.7%）を占めており、従来の考え方では、多くの建物が建て替え時期を迎えつつあることとなる。

築 41 年以上 50 年以内の建築物 194 棟の内訳も、主に学校の教室棟、体育館などであり、いずれも耐震改修済み（又は診断の結果、改修不要）である。宮崎、宮崎西等の市営住宅についても、耐震診断の結果、改修不要となっている。

なお、築 51 年以上の建築物 64 棟の内訳は、木造や平屋建て等の小規模建築物を除くと、中央小、宮崎小、第一中の教室棟等があるが、学校施設については、耐震改修済み（又は診断の結果、改修不要）である。

◆公共施設年代別一覧

築 年	棟 数	面積 (m ²)
築 10 年以内	68	12,768.46
築 11 年以上 20 年以内	114	35,624.91
築 21 年以上 30 年以内	153	69,661.87
築 31 年以上 40 年以内	292	147,615.22
築 41 年以上 50 年以内	194	76,967.09
築 51 年以上	64	34,270.12
不明	349	6,009.97
合 計	1,234	382,917.64

◆公共施設類型別一覧

番号	区 分	棟 数	面積 (m ²)	備 考
1	小学校	369	118,938.04	20 校
2	中学校	259	78,767.88	11 校
3	幼稚園	29	3,075.92	3 園
4	その他の教育施設	16	2,620.15	学校給食センター 関宿学校給食センター
5	保育所	28	9,121.60	11 施設 (旧あたご保育所含む)
6	学童保育所	16	1,912.43	13 施設
7	こども館	10	1,675.68	5 施設
8	その他の幼児・児童施設	1	41.82	地域子育て支援センター
9	老人福祉施設	11	5,329.75	老人福祉センター 地域福祉センター 複合老人ホーム楽寿園 他
10	障がい福祉施設	30	4,976.81	心身障がい者福祉作業所 あおい空・こぶし園 他
11	その他の社会福祉施設	12	3,021.66	谷吉会館・島会館 他
12	庁舎等	17	26,299.81	本庁舎・いちいのホール 他

番号	区分	棟数	面積 (㎡)	備考
13	保健センター	7	4,714.38	保健センター 関宿保健センター
14	文化施設	11	12,068.31	文化会館・櫛のホール 市民会館
15	博物館等	33	2,096.28	郷土博物館 鈴木貫太郎記念館 旧花野井家住宅 他
16	スポーツ施設	43	18,082.77	総合公園体育館 関宿総合体育館 春風館道場 他
17	産業系施設	9	3,344.35	野田地域職業訓練センター 勤労青少年ホーム 他
18	公営住宅	66	28,168.93	市営住宅
19	消防施設等	72	7,260.76	各消防署 6 施設 各消防詰所 56 施設
20	公民館	33	10,732.95	11 館 (旧川間公民館含む。 野田公民館は、櫛のホール に含まれるため除く)
21	その他の集会施設	21	6,680.90	各青年館 青少年センター 他
22	その他の行政施設	14	729.21	補修事務所 他
23	公園	29	532.04	各公園 四阿 他
24	供給処理施設	39	21,562.81	ごみ処理施設 他
25	その他	59	11,162.40	こうのとりの里・自由通路 駐輪場 他
合計		1,234	382,917.64	

※棟数には、自転車置場、物置など小規模なものも含まれている。

* 野田市耐震改修促進計画 (28年3月改定)

計画では、市有特定建築物 102 棟について、耐震化を図るとしており、29 年度から 30 年度において、保健センターの耐震補強工事を実施したことで 100 棟を完了した。未完了の 2 棟については、30 年度に中央公民館・総合福祉会館の耐震診断を実施 (耐震基準は満たしているが一部補強が必要なため、31 年度に構造補強工事を予定) し、残り 1 棟は福田体育館となっている。

(注) 特定建築物：建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第 1 号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第 2 号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物。

◆特定建築物の耐震化の状況

実施状況	棟数	面積 (㎡)
未実施	2	3,904.84
実施済み	100	250,513.96
合計	102	254,418.80

◆耐震診断未実施の特定建築物

施設名	建築年	延床面積	構造・階層
福田体育館	昭和 56 年	1,166.43 ㎡	鉄骨造 2階

(4) 主な取組状況

基本方針に沿って、29 年度末までに小中学校及び幼稚園の空調設備設置工事を完了し、特定建築物については、野田市耐震改修促進計画に基づく耐震改修を着実に実施している。また、27 年度に実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果を踏まえた「個別事業策定方針」に基づき「交通バリアフリー法専門部会」の決定を経て、計画的にバリアフリー工事を実施している。

(5) 空調設備機器の不適切な維持管理

公共施設については、厳しい財政事情に伴い更新による対応が困難な状況にあることから、ファシリティマネジメントの手法により、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立ち、建物の維持管理を行うこととしている。

また、設備機器においても同様に長寿命化を図るためには、適正に維持管理を行う必要があり、そのためには現行の基本方針⑨に掲げる日常点検や定期点検が重要である。

しかしながら、28 年度及び 29 年度に設置した小中学校等の空調設備機器において、市民から点検の未実施、フィルター清掃の未実施の指摘があり、同施設を調査した結果、次の不適切な維持管理の実態が判明した。

- ・空調設備機器については、メーカーが定期的に点検することを推奨しているが、小中学校ともに実施されていなかった。
- ・27 年 4 月に施行されたフロン排出抑制法による簡易点検及び定期点検についても実施されていなかった。
- ・空調設備機器の故障原因となるフィルター清掃について、教育総務課は各学校に通知文書で指示していたが、その後の履行確認をしておらず、大部分の学校で清掃がされていなかった。

前述のとおり小中学校の空調設備機器に不適切な維持管理があったことから、全公共施設で同様の確認をしたところ、室外機 1,460 台の内、847 台が点検未実施、フィルターについても 2,601 台のうち、1,401 台が清掃未実施の状況にあり、また、

フロン排出抑制法による定期点検については、対象機器 64 台のうち、20 台が未実施であった。

なお、点検未実施の空調設備機器については、早急に点検を実施するため、30 年度 12 月補正予算に計上することとした。

このように維持管理が適正になされていなかった原因は、職員にファシリティマネジメントに対する認識が十分に浸透していなかったことや、基本的に施設管理はその施設の施設管理者にあるが、ファシリティマネジメントの推進のために設置した総務部営繕課が十分に機能していなかったことも原因である。

(6) ファシリティマネジメントの基本

社会保障関係経費の増加や税収の減少等による厳しい財政事情を考えると、ファシリティマネジメントをより推進することが重要であることから、施設等の改修及び新設については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、建て替えについては、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合や施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。

躯体の定期的な点検（法定点検、定期点検、日常点検）により、劣化の状況を的確に把握し、適切なタイミングで補修や改修を実施することが重要である。

* 法定点検等の例

1. 建築基準法に基づく特殊建築物等定期点検等
2. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）で規定する建築物環境衛生管理基準等に基づく維持管理上必要となる措置
3. 消防法に基づく消防用設備等定期点検等
4. 電気事業法に基づく自家用電気工作物の維持に必要となる定期点検等
5. 水道法に基づく簡易専用水道定期検査等
6. 浄化槽法に基づく定期検査等
7. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づく定期点検等

2 課題

- ・施設や機器設備の長寿命化を進める上で重要である点検業務や空調機器のフィルター清掃が実施されていなかった実態があり、一方では、職員が本務以外に点検業務やフィルター清掃まで手が回らないという実状も踏まえ、定期点検業務やフィルター清掃の民間委託も導入する必要がある。また、履行管理を徹底しなければならないことから、施設の点検や管理状況を一元的に把握し、計画的な改修及び維持管理を行うことが必要であり、基本的に施設管理はその施設の管理者が行うが、総務部営繕課において、全施設における維持管理の進行管理を行う必要がある。

- ・各種点検や清掃業務等の結果に基づいた修繕等については、緊急性を重視し計画的に実施する必要がある。
- ・特定建築物の耐震化については、残り1施設である福田体育館の耐震診断を実施し、改修の必要がある場合は、優先的に改修を実施する必要がある。
- ・特定建築物以外の耐震改修は、老朽化や優先性を踏まえて耐震診断を実施し、改修の必要がある場合は、財政事情を考慮しながら、建築年、構造、利用状況等を勘案し計画的な整備を進める必要がある。
- ・現計画では保育所の耐震化を最優先に位置付けているが、古い施設で安全性に疑問のある建物の耐震診断を行い、改めて耐震改修の優先順位を検討する必要がある。
- ・耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等の施設の維持管理上欠くことのできない改修を優先させる必要がある。
- ・学校給食施設の改修等の検討については、センター、自校方式に関わらず老朽化による大規模改修及び改修中の給食業務の方法も含め検討する必要がある。
- ・施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、計画的に順次進める必要があり、引き続き交通バリアフリー法専門部会の意見を踏まえながら、次のとおり対応する必要がある。
- ・バリアフリー化は、施設整備だけでなく備品（機器）も含めて実施していく。
- ・エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修は、躯体及び施設の維持管理に欠くことのできない改修の後に取り組んでいく必要がある。その際、バリアフリーの視点に立った改修とすることが重要である。
- ・学校トイレの洋式化は、15年度から年次計画で改修を進めているが、30年度ですべての学校が一巡し、洋式化率が小学校で男子トイレ53.3%、女子トイレ34.1%、中学校で男子トイレ46.6%、女子トイレ37.8%となった。今後の改修については、洋式化率の低い女子トイレや屋外トイレ施設の整備を計画していく中で、利用の多い女子トイレを優先的かつ計画的に整備していく必要がある。
- ・関宿南部幼稚園と関宿中部幼稚園の統合については、二川小学校特別教室棟（未耐震化）の一部が学童保育所として活用されていることから、二川小学校特別教室棟の建て替え及び学童保育所移転を含めて検討する必要がある。
- ・市営住宅は、引き続き計画的修繕を実施するとともに、新規入居者が減少し、空き室が増加している状況を踏まえ、管理戸数の縮小を検討する。その際には、民間施設の借上げ等を検討する必要がある。
- ・消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていくことが必要である。ただし、計画を進めるに当たっては、消防団員の減少等の課題を含めた検討が必要である。
- ・学童保育所については、新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とすることが重要である。

- ・施設の統廃合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、統廃合しても影響が最小限に留まる場合に、検討する必要がある。
特に、小中学校については、地域コミュニティの核であるという歴史的意義を踏まえ、慎重な検討が必要である。
- ・厳しい財政事情の中では、改修等の優先順位を野田市総合計画実施計画に位置付け、計画的に実施していく必要がある。また、国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱におけるファシリティマネジメントの基本方針の考え方

見直し後	見直し前
<p>(基本方針)</p> <p>① 厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建て替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。</p> <p>② 建て替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。</p> <p>③ <u>長寿命化に当たっては、耐震性に加え老朽化の確認も必要であり、耐震性と老朽化を把握した上で、建物の長寿命化を計画する必要がある。</u></p> <p>④ <u>耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。また、施設の長寿命化の基本的な部分以外についても、必要性に応じ内装等の改修を検討する。</u></p> <p>⑤ <u>法定点検、定期点検、日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。なお、点検実施の履行及び点検結果への対応について、管理を徹底していく。</u> また、各点検を確実に実施していくため、民</p>	<p>(基本方針)</p> <p>① 厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建て替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。</p> <p>② 建て替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。</p> <p>③ 長寿命化に当たっては、特定建築物に係る耐震改修を最優先する。</p> <p>④ 特定建築物以外の耐震改修は、保育所を最優先し、他の施設については、建築年、構造、利用状況等を勘案し、優先順位をもって進める。</p> <p>⑤ 耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。</p> <p>⑨ 日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。</p>

<p>間委託による点検の導入に取り組んでいく。</p> <p>⑥ <u>施設の点検や管理状況を一元的に把握し、計画的な改修及び維持管理を行うため、施設管理は施設管理者を基本とするが、総務部営繕課において、全施設における維持管理の進行管理を行っていく。</u></p> <p>⑦ 施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。</p> <p>⑧ 施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、<u>引き続き計画的に順次進める。</u></p> <p>⑨ 学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていく。</p> <p>⑩ 新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、<u>施設の統合</u>については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、検討する。</p> <p>⑪ 国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。</p> <p>(留意点) 実施に当たっては、次の点に留意する。 ＜施設の劣化状況の把握＞ <u>法定点検、定期点検、日常点検を徹底し、施設の状態を把握することが、ファシリティマネジメントを推進するためには最も重要な取組である。</u> <u>そのために、点検の実施状況や点検結果による対応状況の徹底管理と包括的な進行管理を一元的に把握していく必要がある。</u></p>	<p>⑥ 施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。</p> <p>⑦ 施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、<u>計画的に順次進める。</u></p> <p>⑧ 学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていく。</p> <p>⑩ 新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、<u>施設の統合</u>については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、<u>基本的には統合は行わないことを念頭に検討する。</u></p> <p>⑪ 国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。</p> <p>⑫ 総務部に営繕課を設置し、計画的な改修及び維持管理を行う。</p> <p>(留意点) 実施に当たっては、次の点に留意する。 ＜施設の劣化状況の把握＞ <u>建築基準法第 12 条の規定に基づく建築物及び建築設備の定期点検又は日常点検の結果を的確に把握し、必要に応じて、修繕又は改修を実施する。</u></p>
---	---

<p><学校施設、幼稚園></p> <p><u>関宿南部幼稚園と関宿中部幼稚園の統合については、二川小学校特別教室棟（未耐震化）の一部が学童保育所として活用されていることから、二川小学校特別教室棟の建て替え及び学童保育所移転を含めて検討する必要がある。</u></p> <p><保育所></p> <p><u>保育所については、既に耐震診断を実施しているが、限られた予算の中で全公共施設の長寿命化を推進する必要があるため、他の建物の耐震診断結果により改めて耐震改修の優先順位を検討する。</u></p> <p><学童保育所></p> <p>国の「<u>新・放課後子ども総合プラン</u>」が、既存の小学校外の学童について、余裕教室用を活用することが望ましいとしていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室等へ移転する。</p> <p><老人福祉施設、公民館、福祉会館等></p> <p>2階建施設については、エレベータ設置を検討する。</p> <p><総合公園体育館></p> <p>現在、実施している計画的改修を引き続き実施する。</p> <p><本庁舎、いちいのホール、櫛のホール></p> <p>今後、大規模な設備更新が予定されることから、計画的な設備の更新を検討する。</p> <p><学校給食施設></p>	<p><施設のバリアフリー化></p> <p>ニーズ調査を実施し、予算の許す範囲内で、施設のバリアフリー化を図っていく。</p> <p><学校施設></p> <p>27年度中に、二川小学校特別教室棟を除き、耐震改修が終了するため、①二川小学校特別教室棟の建て替え、②小中学校への空調整備に優先的に取り組む。</p> <p>さらに、屋上防水等施設の維持管理に不可欠な改修についても、計画的に取り組んでいく。</p> <p><幼稚園></p> <p>関宿南部幼稚園の休園又は統合を検討する。</p> <p><保育所></p> <p>特定建築物の耐震改修に続き、耐震診断結果を踏まえ、順次、耐震改修を実施する。</p> <p><学童保育所></p> <p>国の「<u>放課後子ども総合プラン</u>」が、既存の小学校外の学童について、余裕教室等を活用することが望ましいとしていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室等へ移転する。</p> <p><老人福祉施設、公民館、福祉会館等></p> <p>2階建施設については、エレベータ設置を検討する。</p> <p><障がい福祉施設></p> <p>あさひセンターについて、施設の効用を増進するための改修を検討する。</p> <p><総合公園体育館></p> <p>現在、実施している計画的改修を引き続き実施する。</p> <p><本庁舎、いちいのホール、櫛のホール></p> <p>今後、大規模な設備更新が予定されることから、計画的な設備の更新を検討する。</p> <p><学校給食センター></p>
--	--

<p><u>学校給食施設の改修等については、センター、自校方式に関わらず老朽化による大規模改修及び改修中の給食業務について検討する。</u></p> <p><市営住宅></p> <p><u>引き続き計画的修繕を実施するとともに、空き室が増加している状況を踏まえ、管理戸数の縮小を検討する。その際には、民間施設の借上げ等を検討する。</u></p> <p><斎場></p> <p>老朽化した関宿斎場火葬棟について、火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で、改築又は廃止を検討する</p>	<p><u>野田学校給食センター調理棟については、老朽化が激しいため、大規模改修を検討する。</u></p> <p><市営住宅></p> <p><u>当面、現在の計画的修繕を引き続き実施する。</u></p> <p><斎場></p> <p>老朽化した関宿斎場火葬棟について、火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で、改築又は廃止を検討する。</p>
--	--